

# 田辺市測量設計等委託業務の入札に係る落札者決定要領

平成 22 年 10 月 1 日 制定  
最終改訂 令和 8 年 4 月 1 日

本市では、著しく低い価格で落札するダンピング受注の防止策として、委託業務等の発注においては、平成 21 年度から「最低制限価格制度」を導入した。その後、平成 23 年度から本市が設計書を提示する予定価格 3,000 万円以上の委託業務等について「失格判定型低入札価格調査制度」を、その他、設計書を提示しない、又はできない委託業務等について「変動型最低制限価格制度」を導入し、適正な価格での受注を心掛けているところである。

本要領は、本市が委託業務等を発注する場合において、適正な予定価格、最低制限価格及び調査基準価格の設定方法等を示し、適正な価格で契約をするための制度を定めたものである。

ただし、本要領に基づき入札等を行うことが適当でない場合で、市長が特に認める場合は、この限りではない。

## 第 1 章 委託業務等の入札等における基本的な考え方

### 1 本要領に掲げる用語の定義

本要領に掲げる用語の定義は、以下のとおりとする。

- (1) 測量設計等委託業務 測量設計業務、土木関係建設コンサルタント業務、建築関係建設コンサルタント業務、補償関係コンサルタント業務及び地質調査業務等、建設工事に付随する委託業務並びに地籍調査業務をいう。
- (2) 測量設計等委託業務以外の委託業務 建設工事に付随しない測量設計等委託業務以外の本市が発注する全ての委託業務をいう。
- (3) 委託業務等 前 2 号を総称したものをいう。
- (4) 入札等 本市が発注する競争入札並びに最低制限価格の設定が必要な随意契約を総称したものをいう。
- (5) 設計書 国、県の積算基準及び歩掛等、公的積算基準に基づき作成された設計書、又はその他の方法により作成された設計書であって、本市が設計書と認めたものをいう。
- (6) 予定価格 入札等において前号の設計書に示された設計金額、又は本市がその他の方法により算出し、予定価格として設定した額をいう。
- (7) 入札通知等 入札等において発注者が行う入札公告、指名通知、入札依頼及び見積依頼等のことをいう。
- (8) 担当課等 委託業務等において予算担当課、設計担当課、又は入札等を実施する課等をいう。

## 2 委託業務等を入札等に付そうとする場合の基本的な考え方

本市が発注する委託業務等を入札等に付そうとする場合の基本的な考え方は、次のとおりとする。

- (1) 原則として、入札等により契約業者を選定するものとする。
- (2) ダンピング受注防止のため、設計書の作成、適正な予定価格及び最低制限価格、又は調査基準価格の設定に努めることとする。
- (3) 最低制限価格を設定する場合は、最低制限価格の設定方法を予め入札通知等で入札参加者に周知するものとする。本要領によらない別の方法で設定する場合や最低制限価格を設けない場合等も同様とし、周知できない場合は、最低制限価格を設定せず入札を行う。
- (4) 入札等により落札者を決定する場合は、原則として、まずは、「落札候補者」（随意契約の場合は、「契約候補者」と読み替える。以下同じ。）と決定した上で、担当課等において技術審査を行い、適正な履行が可能と判断した場合は、落札候補者を落札者（随意契約の場合は、「契約者」と読み替える。以下同じ。）と決定し、契約を締結するものとする。落札候補者が技術審査の結果、失格となった場合は、次順位者がいる場合、繰り上がり落札候補者となり、落札者が決定するまで技術審査を繰り返すものとする。なお、技術審査の方法については、第3章において規定するが、入札通知等において、特段の定めがある場合は、この限りではない。
- (5) 担当課等は、入札等の方法や落札者の決定に関して疑義が生じた場合等は、庁内の関係部署や関係組織と協議を行い、必要に応じて工事入札資格審査委員会、工事入札指名業者選考委員会又は物品等入札参加資格審査委員会等に諮った上で、入札等の方法や落札者の決定をするものとする。

## 第2章 適正な予定価格、最低制限価格及び調査基準価格の設定方法

### 1 設計書提示型最低制限価格制度

#### (1) 対象業務及び制度の概要

設計書による予定価格が算出されている委託業務等で予定価格が3,000万円未満の業務とする。

設計書による設計価格を基に最低制限価格を設定し、予定価格と最低制限価格の範囲内において、最低価格入札者（随意契約の場合は、「見積者」と読み替える。以下同じ。）を落札候補者とする制度となる。

#### (2) 予定価格

設計書による設計金額とし、事前公表とする。

#### (3) 最低制限価格

最低制限価格の設定方法は、以下のとおりとし、事後公表とする。なお、最低制限価格は、入札通知等で特別な定めがある場合を除き、消費税及び地方消費税を除いた額（以下、「税抜金額」という。）で1,000円未満切り捨ての金額とする。

##### ア 測量設計等委託業務

最低制限価格は、下表の計算方法で算出する額とする。ただし、測量業務及び地籍調査業務に係る契約については、その割合が10分の8.2を超える場合にあっては10分の8.2と、10分の6に満たない場合にあっては10分の6とするものとし、土木関係及び建築関係建設コンサルタント業務及び補償関係コンサルタント業務に係る契約については、その割合が10分の8を超える場合にあっては10分の8と、10分の6に満たない場合にあっては10分の6とするものとし、地質調査業務に係る契約については、その割合が10分の8.5を超える場合にあっては10分の8.5と、3分の2に満たない場合にあっては3分の2とするものとする。

種別	最低制限価格の計算方法	範囲(上限～下限)
測量設計	直接測量費×100%+測量調査費×100%+諸経費×50%	10分の8.2～10分の6
土木関係建設 コンサルタント	直接人件費×100%+直接経費×100%+その他原価×90%+一般管理費等×50%	10分の8～10分の6
建築関係建設 コンサルタント	直接人件費×100%+特別経費×100%+技術料等経費×60%+諸経費×60%	10分の8～10分の6
補償関係 コンサルタント	直接人件費×100%+直接経費×100%+その他原価×90%+一般管理費等×50%	10分の8～10分の6
地質調査	直接人件費×100%+間接調査費×90%+解析等調査業務費×80%+諸経費×50%	10分の8.5～3分の2
地籍調査	直接経費×100%+諸経費×50%	10分の8.2～10分の6

##### イ 測量設計等委託業務以外の委託業務

予定価格（税抜金額）に100分の70を乗じた額（1,000円未満切り捨て）を最低制限価格とする。

#### (4) 落札候補者の決定

予定価格と最低制限価格の範囲内において、最低価格入札者を落札候補者とする。最低価格入札者が複数いる場合は、くじにより決定する。なお、くじの方法については、別に定める。予定価格を超える入札者及び最低制限価格未満の入札者は、失格とする。

## 2 失格判定型低入札価格調査制度

### (1) 対象業務及び制度の概要

**設計書により設計金額が算出されている委託業務等で予定価格が3,000万円以上の業務とする。**

設計書による設計価格を基に調査基準価格を設定し、調査基準価格未満の入札者がある場合は、低入札価格調査対象者（以下、「調査対象者」という。）とする。調査対象者が提出する資料について、別紙1「田辺市測量設計等委託業務の審査に係る失格判定基準」に基づく低入札価格調査を行い、入札価格での履行の可否を判断する制度となる。ただし、本制度で実施することが適当でないものは、この限りではない。

### (2) 予定価格

設計書による設計金額とし、事前公表とする。

### (3) 調査基準価格

#### ア 測量設計等委託業務

調査基準価格は、下表の計算方法で算出する額（税抜金額）で1,000円未満切り捨ての金額とし、事前公表とする。ただし、測量業務及び地籍調査業務に係る契約については、その割合が10分の8.2を超える場合にあっては10分の8.2と、10分の6に満たない場合にあっては10分の6とするものとし、建設コンサルタント業務及び補償コンサルタント業務に係る契約については、その割合が10分の8を超える場合にあっては10分の8と、10分の6に満たない場合にあっては10分の6とするものとし、地質調査業務に係る契約については、その割合が10分の8.5を超える場合にあっては10分の8.5と、3分の2に満たない場合にあっては3分の2とするものとする。

種別	調査基準価格の計算方法	範囲(上限～下限)
測量設計	直接測量費×100%+測量調査費×100%+諸経費×50%	10分の8.2～10分の6
土木関係建設 コンサルタント	直接人件費×100%+直接経費×100%+その他原価×90%+一般管理費等×50%	10分の8～10分の6
建築関係建設 コンサルタント	直接人件費×100%+特別経費×100%+技術料等経費×60%+諸経費×60%	10分の8～10分の6
補償関係 コンサルタント	直接人件費×100%+直接経費×100%+その他原価×90%+一般管理費等×50%	10分の8～10分の6
地質調査	直接人件費×100%+間接調査費×90%+解析等調査業務費×80%+諸経費×50%	10分の8.5～3分の2
地籍調査	直接経費×100%+諸経費×50%	10分の8.2～10分の6

#### イ 測量設計等委託業務以外の委託業務

予定価格（税抜金額）に100分の70を乗じた額（1,000円未満切り捨て）を調査基準価格とする。

### (4) 落札候補者の決定

ア 調査基準価格未満の入札者がある場合は、調査基準価格未満の入札者のうち、最低価格入札者を調査対象者第1位として低入札価格調査を実施する。最低価格入札者が複数いる場合は、くじにより決定する。なお、くじの方法については、別に定める。予定価格を超える入札者は、失格とする。

#### イ 低入札価格調査

(ア) 失格判定型低入札価格調査制度において調査基準価格未満で入札した場合は、調査対象者に下記の書類を提出させ、低入札価格調査を行うものとする。

- i 低入札価格調査報告書（様式第1号）
- ii 入札理由書（様式第2号）
- iii 積算内訳書（本市が示した設計書と対比が可能なもの）（様式第3号）
- iv 必要に応じて積算内容が分かる根拠資料
- v 主任技術者等届（田辺市契約課のホームページに掲載している様式）
- vi 主任技術者経歴書（田辺市契約課のホームページに掲載している様式）
- vii 主任技術者等の資格証明ができる書類  
国家資格等の技術検定合格書等の写し

- viii 主任技術者等の常勤性（3カ月以上の雇用）が確認できる書類  
雇用保険被保険者証、賃金台帳や給与所得の源泉徴収票の写し等
  - ix その他、市が指定する書類
- (イ) 測量設計等委託業務の審査に係る失格判定基準に基づく判定  
当該入札に係る調査対象者の審査にあつては、事前に提出された書類の審査の結果、別紙1「田辺市測量設計等委託業務の審査に係る失格判定基準」に定める失格事項のいずれかに該当する場合は、当該調査対象者を失格とする。
- (ウ) 業務によっては、当該失格判定基準に係る項目等を別に定めることができる。その場合、事前にその内容を入札通知等で通知する。
- ウ 落札候補者の決定
- (ア) 調査の結果、調査対象者第1位の履行が可能と判断した場合は、落札候補者と決定する。
- (イ) 調査対象者第1位の履行が不可能と判断した場合は、調査対象者第1位を失格とし、次順位の調査対象者がある場合は、繰り上げて調査対象者として調査書類等の提出を求め、低入札価格調査を行うものとする。なお、落札候補者が決定するまで同様の手続を行うものとする。
- (ウ) 調査対象者がなくなった場合は、本号エの規定によるものとする。
- エ 調査基準価格未満の入札者がいない場合は、予定価格と調査基準価格の範囲内において、最低価格入札者を落札候補者とする。最低価格入札者が複数いる場合は、くじにより決定する。なお、くじの方法については、別に定める。予定価格を超える入札者は、失格とする。
- (5) 特例措置等  
対象となる委託業務等であっても、失格判定型低入札価格調査制度による入札が適当でないと判断した業務にあつては、設計書提示型最低制限価格制度による入札執行ができるものとする。その場合、入札通知等で事前に通知しなければならない。

### 3 変動型最低制限価格制度

#### (1) 対象業務

本市が設計書を提示しない、又は提示できない測量設計等委託業務以外の委託業務とする。

設計書がないことから、適正な予定価格（設計金額）及び最低制限価格の設定が困難であるため、業者から徴した見積書等を参考に予定価格を設定した上で仕様書を基に入札等を実施し、予定価格から一定の割合で算出した額と、入札金額（随意契約の場合は、「見積金額」と読み替える。以下同じ。）から算出された金額を比較して最低制限価格を設定する制度である。

#### (2) 予定価格

ア 事前に業者から徴した見積書や、その他の方法により設定した価格とし、事前公表とする。

イ 予定価格については、税抜金額により算出した後に、消費税及び地方消費税を加算した額を公表するものとする。

#### (3) 最低制限価格の設定方法

次に示す計算方法により算出した額のうち、いずれか高い金額を最低制限価格とし、事後公表とする。ただし、有効札が1者のみの場合は、予定価格に100分の70を乗じた額とする。なお、入札通知等で特別な定めがある場合を除き、税抜金額で1,000円未満切り捨ての金額とする。また、計算例は、次頁を参照すること。

ア 入札等における有効札（予定価格以下で入札した札）の平均額（1円未満切り捨て）に100分の80を乗じた額

イ 予定価格に100分の70を乗じた額

#### (4) 落札候補者の決定

本市が示した予定価格と前号に示す計算方法により設定した最低制限価格の範囲内において、最低価格入札者を落札候補者とする。最低価格入札者が複数いる場合は、くじにより決定する。なお、くじの方法については、別に定める。予定価格を超える入札者及び最低制限価格未満の入札者は、失格とする。

## 変動型最低制限価格制度における最低制限価格の設定方法（計算例）

### 事例1 A社からF社の6社が以下のように応札した場合 ※予定価格 10,000,000円（税抜金額）

[入札内容]

金額順	会社名	入札額（税抜金額）	備考
1	A社	11,000,000円	
2	B社	9,700,000円	
3	C社	8,000,000円	
4	D社	7,000,000円	
5	E社	6,600,000円	
6	F社	3,500,000円	

[手順1] A社は、予定価格より高いため失格。有効札（予定価格以下で入札した札）から除く。

[手順2] 平均額を算出する。A社を除いた有効札（B社～F社）の合計額を、業者数5で割る。  
 $34,800,000円 \div 5社 = 6,960,000円$ （1円未満切り捨て）

[手順3] 有効札の平均額の100分の80の額と予定価格の100分の70の額を比較する。  
 （どちらか高い方を最低制限価格とする。）

ア  $6,960,000円 \times 80/100 = 5,568,000円$ （1,000円未満切り捨て）

イ  $10,000,000円 \times 70/100 = 7,000,000円$ （1,000円未満切り捨て）

[結果] 最低制限価格は、[手順3] イの7,000,000円となる。

このため、E社、F社が失格となり、落札候補者は、D社となる。

金額順	会社名	入札額（税抜金額）	備考
1	A社	11,000,000円	失格 ※予定価格以上
2	B社	9,700,000円	
3	C社	8,000,000円	
4	D社	7,000,000円	★落札候補者
5	E社	6,600,000円	失格 ※最低制限価格未満
6	F社	3,500,000円	

### 事例2 A社からC社の3者が以下のように応札した場合 ※予定価格 10,000,000円（税抜金額）

[入札内容]

金額順	会社名	入札額（税抜金額）	備考
1	A社	10,000,000円	
2	B社	9,700,000円	
3	C社	7,000,000円	

[手順1] 3社とも有効札であることを確認する。

[手順2] 平均額を算出する。有効札（A社～C社）の合計額を、業者数3で割る。  
 $26,700,000円 \div 3社 = 8,900,000円$ （1円未満切り捨て）

[手順3] 有効札の平均額の100分の80の額と予定価格の100分の70の額を比較する。  
 （どちらか高い方を最低制限価格とする。）

ア  $8,900,000円 \times 80/100 = 7,120,000円$ （1,000円未満切り捨て）

イ  $10,000,000円 \times 70/100 = 7,000,000円$ （1,000円未満切り捨て）

[結果] 最低制限価格は、[手順3] アの7,120,000円となる。

このため、C社が失格となり、落札候補者は、B社となる。

金額順	会社名	入札額	備考
1	A社	10,000,000円	
2	B社	9,700,000円	★落札候補者
3	C社	7,000,000円	失格

## 第3章 落札者の決定方法

### 1 技術審査

落札候補者が、入札等の後に提出した以下の資料に基づき、技術審査を実施する。資料の提出の時期については、発注者が指定するものとする。また、必要に応じて、ヒアリングを行う場合がある。

#### (1) 測量設計等委託業務

- ア 主任技術者等届（田辺市契約課のホームページに掲載している様式）
- イ 経歴書（田辺市契約課のホームページに掲載している様式）
- ウ 主任技術者等の資格証明ができる書類  
国家資格等の技術検定合格書等の写し
- エ 主任技術者等の常勤性（3カ月以上の雇用）が確認できる書類  
雇用保険被保険者証、賃金台帳や給与所得の源泉徴収票の写し等
- オ その他、市が指定する書類

#### (2) 測量設計等委託業務以外の委託業務

市が入札通知等で指定した書類、又は、市が指定する書類とする。

### 2 落札者の決定

- (1) 技術審査の結果、適正な履行が可能と判断した場合は、落札候補者を落札者として決定する。
- (2) 技術審査の結果、適正な履行が不可能と判断した場合は、落札候補者を失格とし、次順位者がある場合は、次順位者を落札候補者とする。なお、落札者が決定するまで上記技術審査を繰り返すものとする。次順位者がいない場合は、入札を不調とし、取り止めとする。

## 田辺市測量設計等委託業務の審査に係る失格判定基準

失格判定型低入札価格調査制度において調査基準価格未満で入札した場合、以下の基準のいずれかに該当する場合は、失格とする。

### 1 失格基準比率等による失格

次の各項に該当する場合は、その後の調査を行うことなく失格とする。

(1) 低入札価格調査に必要な書類の提出に関して、次に掲げる場合のいずれかに該当するとき

- ア 調査様式の提出が全くない場合
- イ 調査様式の一部の提出がなく、必要な調査を行うことができない場合

(2) 提出された入札金額の積算内訳書の内容が次に掲げる場合のいずれかに該当するとき

- ア 積算内訳書の合計金額と当該入札価格が一致しない場合
- イ 積算内訳書に計上した費目別金額のうち、下表に掲げる判定費目の額が、次に掲げる場合のいずれかに該当するとき。ただし、当該判定費目以外で判定する場合には、入札通知等において別に定めることができる。

判定費目	失格条件
直接業務に係る費目	該当の判定費目が、市が提示した設計書に計上された当該費目の額の100分の95を乗じて得た額（1,000円未満切り捨て）未満の場合
上記費目を除く諸経費等の費目	該当の判定費目の総計額が、市が提示した設計書に計上された当該費目の総計額の100分の10を乗じて得た額（1,000円未満切り捨て）未満の場合

### 2 書類調査による失格

提出書類の調査段階で、次の各号に該当する場合は失格とする。

(1) 低入札価格調査に協力しない場合

- ア 提出した書類の根拠資料が、調査者が定める期限（調査日）に整わない場合（追加資料などで調査者の承認を得たものを除く。）
- イ ヒアリングに応じない場合
- ウ ヒアリングに当たって、当該ヒアリングに対応できる担当者の出席がない場合

(2) 合理的な理由がある場合を除き、積算内訳書が次に掲げる場合のいずれかに該当するとき

- ア 提出された積算内訳書の費目名が、本市が提示した設計書に掲げる費目名と相違がある場合
- イ 和歌山県の最低賃金額を下回っている場合
- ウ 必要な積算費用が計上されていない場合
- エ 配置予定技術者の常雇用関係が確認できない場合
- オ その他法令違反等の恐れがあると認められる場合